

05

第14号様式

(その1)

收 支 報

告 書

受付
番号

3-280

令和 5 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

くらはやれ こ こうえんかい
倉林あき子 後援会

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地 京都府中京区丸太町新町角大枝町186

3 代表者の氏名 久保田 寛一

4 会計責任者の氏名 浅井 寿子

事務担当者

(氏名) 浅井 寿子

(電話) 075-231-5198

(氏名) _____

(電話) _____



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
→ 公職の種類 資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名	→ 公職の種類 会議院議員現職 倉林明子
	→ 公職の候補者 の 氏 名

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで
(注) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定 又は取消をした場合のみ記入	
(注) 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体 に該当又は非該当となった場合のみ記入	

1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。

2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	0	0	0	0
(本年の収入額)	0	0	0	0
支出総額	0	0	0	0
翌年への繰越額	0	0	0	0

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認の上、記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額	0	0	0	0
員数	人	0	0	0

(注) 「員数」は負担した実人員を記載してください。

(2) 寄附	備考
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	円
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	0
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
イ 政党匿名寄附	0
合計 (ア+イ)	0

(注) • 「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。
• 「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) ・「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。
・すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

1 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

西暦
2024年 5月 30日

政治団体の名称 倉林あき子後援会

会計責任者の氏名

浅井寿子

(印)

※解散する年のみ

代表者の氏名

(印)

(注1) 会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

(注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 30 日

倉林あき子後援会

代表 久保田 憲一 殿

登録政治資金監査人 / 佐々木 伸
登 錄 番 号 第 3713 号

研修修了年月日 平成22年7月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、倉林あき子後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、倉林あき子後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、倉林あき子後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。



(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されかつ、当該国議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵しづかかった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。

3 業務制限

倉林あき子後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、倉林あき子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上